

日本の文化と 芸能に親しむ

日舞やはにわ作り
楽しく体験できます



華やかな舞を体験しよう

■日本舞踊

日時＝9月1日(土)～11月17日(土)の10回、午後2時～3時

会場＝第二コミュニティセンター（前橋保健センター内）

対象＝小中学生、先着30人

用意する物＝浴衣（貸し出しあり）、扇子（同）、足袋（白の靴下も可）

■歴史（古墳・史跡巡りとはにわ作り）

日時＝9月2日～来年2月3日の日曜5回、午後1時30分～3時30分

会場＝大室公園、総社資料館など

対象＝小中学生と保護者、先着30人

★以上2つの申し込みは8月17日(金)までにハガキで。教室名・住所・氏名（ふりがな）・学年・学校名・電話番号・日本舞踊で浴衣の貸し出し希望者は身長を明記し、市役所文化国際課内市文化協会「ふれあい体験教室係」(☎890-5825)へ。

仕事帰りの リフレッシュに

勤労女性センター
後期講座受講生募集

勤労女性センターでは、次のとおり教養講座を開催します。申し込みが5人に満たない講座は中止。3歳児から6歳児までの託児もあります。

日時＝9月～12月、午後6時30分～8時30分（語学講座は午後8時まで）

会場＝勤労女性センター

対象＝市内在住・在勤の勤労女性（パート可）

講座名・定員・費用など＝下表のとおり

申し込み＝7月31日(火)までに往復ハガキで（1講座1通）。講座名・住所・氏名・職業・電話番号・託児希望の有無（希望する場合は人数と年齢も）を記入し、〒371-0035 岩神町三丁目1-1・総合教育プラザ内勤労女性センター（☎230-9098）へ

勤労女性センター教養講座			
講座名	回数	定員	費用
硬筆	月曜13回	25人	3,500円
フラワーアレンジメント	隔週月曜8回	各30人	1万2,000円
ジャズダンス	隔週月曜7回		2,000円
パッチワーク	隔週火曜8回	15人	8,000円
英会話・中級	火曜13回	各30人	3,500円
料理（火曜）			1万円
アロマセラピー	隔週水曜8回	25人	6,000円
英会話・初級	水曜13回	各30人	3,000円
料理（水曜）			1万円
中国語・入門	木曜13回		3,000円
書道	金曜13回	25人	4,500円

※料理、英会話はどちらか一方のみ。各抽選。

児童扶養手当 手続き早めに

受給中の人へは
8月に案内文通知

まだ児童扶養手当を受けていない人は児童家庭課へ相談してください。

対象は満18歳の3月31日まで（障害のある場合は満20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を養育している母または親族などです。

- ①父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した。
- ②父が死亡した。
- ③父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)。
- ④父の生死が明らかでない。
- ⑤父から1年以上遺棄されている。
- ⑥父が法令によって引き続き1年以上拘禁されている。
- ⑦母が婚姻によらないで妊娠した。

■受けられない人

次に該当する人は児童扶養手当を受けられません。なお、偽りその他不正な手段で手当を受けたときは、法令で罰せられることがあります。

- ①母や養育者、児童などが公的年金を受給している。
- ②所得が基準額を超える。
- ③児童が児童福祉施設へ入所している。

■児童扶養手当を受給中(支給停止者を含む)の人

該当者には8月に現況届の案内文を通知します。期間内に通知に記載された場所へ行き、現況届を提出してください。

○…問い合わせは児童家庭課☎890-6277へ。



現況届はお早めに

福祉医療該当者は 確認して

受給資格者証の
有効期限は7月31日

重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」は、有効期限が7月31日(火)までです。8月1日(水)からは、7月下旬に郵送する新しい受給者証を使用してください。

なお、母子・父子家庭などで更新していない人は7月中に手続きをしてください。乳幼児の福祉医療費受給資格者証の更新はありません。記載されている有効期限まで使用できます。

受給者証は次の点に注意し、大切に扱ってください。

- ①古い受給者証は8月1日以降に、市役所国保年金課各支所・出張所へ返却する。
- ②医療機関で受診するときは、医療保険証と一緒に受給者証も必ず窓口へ提示する。
- ③住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは14日以内に届け出る。
- ④ほかの市町村へ転出するときは、市役所国保年金課または各支所へ受給者証を返却する。

■該当者は手続きを

次のいずれかに該当する人は、福祉医療が適用されます。市役所国保年金課または各支所で手続きをしてください。

〈**重度心身障害者**〉国民年金法施行令別表1級の障害者、身体障害者手帳1級・2級の障害者など。

〈**母子・父子家庭など**〉母子家庭の母または父子家庭の父と18歳未満の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）、両親のいない18歳未満の子、ただし、所得税非課税者に限ります。

〈**高齢重度障害者**〉老人保健法第25条第1項の規定による医療を受ける人で、国民年金法施行令別表1級の障害者、身体障害者手帳1級・2級の障害者など。

〈**乳幼児**〉満6歳に達する日以後最初の3月31日までの子。

○…問い合わせは国保年金課☎890-6253へ。